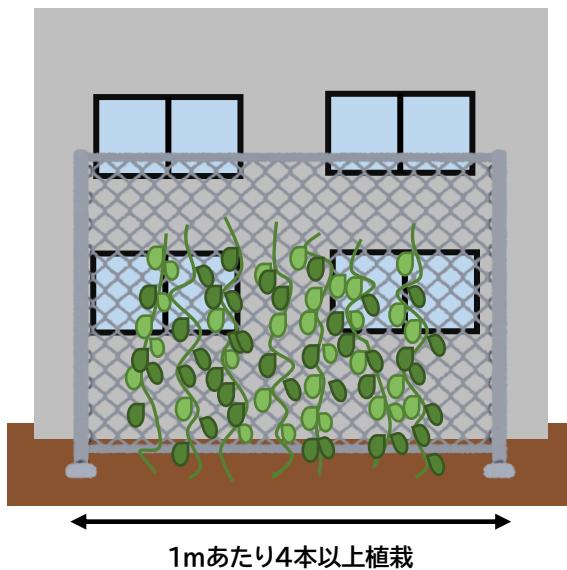


壁面緑化補助制度

各務原市では「都市と自然が調和したまちづくり」を進めています。
壁面緑化補助制度を利用して緑を増やしませんか。

補助対象

- ・ 緑化面積が10平方メートル以上であること
- ・ 緑化する壁面の延長1メートル当たり4本以上のツル性植物等を植栽すること
- ・ 緑化する壁面の全体が公道から視認できること
- ・ 通年緑化する植物であること
- ・ 専用フェンスは、建物壁面から50cm以内であること



1mあたり4本以上植栽

補助額

A : 補助対象経費の総額

B : 緑化する壁面の延長×1,800円/m

フェンス等の補助資材の設置を

行う場合、補助資材×11,000円/m² を加算

上記AとBの安いほうの2分の1 上限30万円

申請の流れ

事前相談

申請書提出
様式第1号

交付決定
様式第2号

工事完了

実施報告
様式第3号

緑化の確認

補助金振込

提出書類

- 補助金交付申請書
- 緑化工事前の写真
- 緑化平面図
- 緑化工事の見積書

※ フェンス等の補助資材の補助金交付を受けた方は、対象の植栽物やフェンス等を承認なしに目的外の使用(譲渡・交換・貸付・担保・取り壊し)をしてはなりません。なお、対象期間は補助事業が完了した日から5年の間です。

各務原市役所 都市建設部 河川公園課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69 5階

TEL : 058-383-1533(直通) MAIL : tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp